# 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」の廃案を求める声明


札幌学院大学教職員有志

共同代表　経済学部教授　片山一義
同上　経済学部准教授　湯川郁子
同上　経済学部准教授　浅川雅己
同上　法学部教授　西尾敬義
同上　法学部教授　家田愛子
同上　法学部教授　神谷章生
同上　社会情報学部教授　小内純子
同上　社会情報学部教授　石井和平
同上　社会情報学部教授　佐藤和洋
同上　人文学部教授　冨田充保
同上　人文学部教授　新國三千代
同上　人文学部教授　岡崎　清
同上　人文学部教授　二通　諭
同上　経営学部教授　山本　純
同上　経営学部教授　北林雅志


現在，「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」が国会に提出され，審議が進められている。私たち札幌学院大学教職員有志は，本改正案が以下に述べる理由により，憲法が保障する「学問の自由」「大学の自治」を破壊するものと考え，廃案を求める。

学校教育法改正案は，①92 条 4 項で副学長の役割に，学長の「命を受け、校務をつかさどる」を追加したこと，②93 条において，教授会を必置から単に「置く」にとどめ（同 1 項），教授会の役割を「重要な事項を審議する」から「学長が」「決定を行うに当たり意見を述べる」に変更する。そして意見を述べる「事項」については「一　学生の入学、卒業及び課程の修了　二　学位の授与　三　教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの」の三項目に限定した（同 2 項）。

これまで，わが国においては，国家権力及び私的経営者による「金銭の支配力」への対抗手段として「学問の自由」が憲法によって規定され，それを制度的に保障するものとして①設置者（学校法人の理事会などの機関）の解雇権からの自由，②研究・教育事項（何をいかなる方法で，どのように教えるかなど教育研究内容）に関する自主決定権（設置者・雇主の業務命令，職務命令からの自由），③大学，研究機関の財政自治権という３つ権利内容が重視された。すなわち「大学の自治」，その中心となる教授会自治の保障がそれである。現行学校教育法 93 条が，大学において教授会を必置機関とし，「重要な事項」を審議すべきと定めた理由もそこにある。そして，「重要な事項」の中には，当然ながら上記「学問の

自由」を制度的に保障する教員の人事権，教育研究全般に関わる学校経営事項，予算の審議等の事項が含まれると解釈され，その結果，実際多くの大学でも，人事権を含むこの種の「重要」な事項が教授会審議事項と定められ，運用されてきた。

今国会提出の学校教育法改正案は，教授会を「必置」機関から外し，単なる意見聴取機関に変容させるもので，学長の独断決定を可能とする大学運営の改変を狙いとする。このようなユネスコ「高等教育の教育職員の地位に関する勧告」にも反するような，教授会自治の破壊，「学問の自由」を完全否定する上記法案に対して，われわれは廃案を強く求めるものである。

2014 年 5 月 31 日